

改 正 案

現 行

（免許申請書の添付書類）

（免許申請書の添付書類）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）
 （第百五十六条の三第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものと
 する。）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）
 （第百五十六条の三第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものと
 する。）

一 登記簿の謄本

一 登記簿の謄本

二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法
 第百五十六条の四第二項第四号イから八までの規定に該当しないこと
 を誓約する書面

二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法
 第百五十六条の四第二項第四号イから八までの規定に該当しないこと
 を誓約する書面

三 株主の氏名又は商号及びその有する株式の数を記載した書面

三 株主の氏名又は商号及びその有する株式の数を記載した書面

四 免許申請者が証券取引所（法第二条第十一項に規定する証券取引所
 をいう。以下同じ。）が開設する取引所有価証券市場又は証券業協会

（法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）が

引所と締結した契約に関する書面の写

開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当
 該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約に関する書面の写

五 金銭又は有価証券の貸付の条件に関する書面

五 金銭又は有価証券の貸付の条件に関する書面

六 資金調達の方法に関する書面

六 資金調達の方法に関する書面

七 業務開始後三営業年度（営業年度の期間が一年以上の場合において
 は、二営業年度。以下同じ。）における取引及び収支の予想を記載し
 た書面

七 業務開始後三営業年度（営業年度の期間が一年以上の場合において
 は、二営業年度。以下同じ。）における取引及び収支の予想を記載し
 た書面

八 免許申請の際現に証券取引所の会員又は証券業協会の協会員に対して金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、その貸付の状況を記載した書面

九 最近三営業年度末の貸借対照表及び最近三営業年度の損益計算書

十 最近三営業年度の利益の処分又は欠損の処理に関する書面

十一 最近の日計表

2 証券金融会社（法第二条第二十一項に規定する証券金融会社をいう。

以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、速やかに金融監督庁長官に届出をしなければならない。

（削除）

（削除）

一 定款（認可及び承認に係る事項を除く。）を変更したとき。

二 業務の内容及び方法（法第五十六条の七第一項に定める認可に係る事項を除く。）を変更したとき。

（削除）

三 証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約を変更したとき。

（兼業業務の範囲）

第一条の二 法第五十六条の六第一項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付（法第五十六条の三第一

八 免許申請の際現に証券取引所の会員に対して金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、その貸付の状況を記載した書面

九 最近三営業年度末の貸借対照表及び最近三営業年度の損益計算書

十 最近三営業年度の利益の処分又は欠損の処理に関する書面

十一 最近の日計表

2 証券金融会社（法第二条第十七項に規定する証券金融会社をいう。以

下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、速やかに金融監督庁長官に届出をしなければならない。

一 本店、支店その他営業所の新設又は名称若しくは所在の場所の変更を行ったとき。

二 役員を変更したとき。

三 定款（認可及び承認に係る事項を除く。）を変更したとき。

四 業務の種類及び方法（法第五十六条の七第一項第三号に定める認可に係る事項を除く。）を変更したとき。

五 登記簿の記載事項を変更したとき。

六 証券取引所の決済機構を利用することについて当該証券取引所と締結した契約を変更したとき。

（新設）

項並びに法第一百五十六条の六第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。）

二 有価証券の受渡しに関する代理業務

三 国債証券の元利金支払の代理業務

四 公社債流通金融担保登録公社債代用証書（公社債流通金融（証券会社が公社債（法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券をいう。以下同じ。）を担保として証券金融会社から資金調達を行う取引）制度における担保としての役割を果たすため、証券の発行を伴わない公社債（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条第二項に規定する国債及び社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第四条第一項に規定する社債）について、日本銀行が同行の定める規定により証券の代用として発行する証書）の保管及び取扱いに関する事務の代理業務

五 有価証券及び金融監督庁長官に届け出た証書等の保管業務

六 日本銀行が行う国債振替決済制度（日本銀行の定める規定により、同行及び当該規定に基づく口座を有する者に開設された口座間における国債証券の売買又は担保の入れ換え等に伴う受渡しを行う際に、帳簿上の振替のみで決済を完結できる制度をいう。）に係る顧客口座の開設に関する業務

七 法第一百五十六条の三第一項、法第一百五十六条の六第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務

2 | 法第一百五十六条の六第二項の規定による届出を行う場合は、次に掲げ

る書類を添付した届出書を提出するものとする。

一 理由書

二 業務の方法を記載した書面

三 その他参考となる書類

(他業兼営の承認申請)

第二条 証券金融会社は、法第百五十六条の六第三項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする業務の内容及びその収支の予想を記載した書面

二 定款の変更を必要とする場合には、これに関する株主総会の議事録

三 最近の日計表

2 証券金融会社が法第百五十六条の六第三項の規定に基づく承認を受けた業務の内容を変更しようとする場合には、同項の規定に基づく金融監督庁長官の承認を受けなければならない。

(業務内容の変更等の認可申請)

第三条 証券金融会社は、法第百五十六条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

(削除)

(他業兼営の承認申請)

第二条 証券金融会社は、法第百五十六条の六第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする業務の内容及びその収支の予想を記載した書面

二 定款の変更を必要とする場合には、これに関する株主総会の議事録

三 最近の日計表

2 証券金融会社が法第百五十六条の六第一項の規定に基づく承認を受けた業務の内容を変更しようとする場合には、同項の規定に基づく金融監督庁長官の承認を受けなければならない。

(商号変更等の認可申請)

第三条 証券金融会社は、法第百五十六条の七第一項の規定により同項各号に掲げる行為について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可申請が、商号の変更又は法第百五十六条の九第二項の規定による定款の定の変更に係るものであるときは、これに関する株主総

会の議事録

二 当該認可申請が、資本の額の減少に係るものであるときは、これに関する株主総会の議事録及び最近の日計表

(削除)

(金銭又は有価証券の貸付の条件)

第三条の二 法第五十六条の七第二項に規定する金銭又は有価証券の貸付(法第五十六条の三第一項に規定する業務に係るものに限る。)の条件とは、金利の上限、担保の種類及び担保掛目の上限並びに貸借担保金の率の下限とする。

三 当該認可申請が、発行する株式の総数又は資本の額の変更に係るものであるときは、これに関する株主総会又は取締役会の議事録並びに最近の日計表

四 当該認可申請が、金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件の決定又は変更に係るものであるときは、当該決定又は変更に伴う収支の予想を記載した書面及び最近の日計表

(金銭又は有価証券の貸付の方法)

第三条の二 法第五十六条の七第一項第三号に規定する金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第五十六条の三第一項に規定する信用取引及び証券会社が自己の計算においてする有価証券の売買取引の決済に必要な金銭又は有価証券を証券取引所の決済機構を通じて貸し付ける場合(以下「貸借取引」という。)の貸付の方法、貸付及び返済の方法、貸借取引の期限並びに貸借取引の制限の方法

二 貸借取引の貸付の条件、金利の上限、担保の種類及び担保掛目の上限並びに貸借担保金の率の下限

三 その他の金銭又は有価証券の貸付の方法、貸付の種類、貸付及び返済の方法並びに貸付期限

四 その他の金銭又は有価証券の貸付の条件、金利の上限並びに担保の種類及び担保掛目の上限

(報告又は資料の提出)

(届出書の添付書類)

第三条の三 法第五十六条の七第二項の規定による届出を行う場合には、理由書のほか、次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとする。

一 金銭又は有価証券の貸付の条件を決定又は変更しようとするとき
貸付の条件を記載した書面の新旧対照表

二 資本の額を増加しようとするとき 取締役会の議事録、増資の方法を記載した書面及び増資後に想定される貸借対照表

三 商号を変更しようとするとき 株主総会の議事録

2 法第五十六条の七第三項の規定による届出を行う場合には、理由書を添付した届出書を提出するものとする。

3 第一条第二項の規定による届出を行う場合には、理由書及び変更の内容を記載した書面を添付した届出書を提出するものとする。

第三条の三 証券金融会社は、商法第二百八十一条に規定する取締役会の承認が行われた後、速やかに貸借対照表、損益計算書及び利益処分案又は損失処理案を提出し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前事業年度と対比した貸借対照表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の様式により作成されたものに限る。）

二 前事業年度と対比した損益計算書（様式は前号に同じ。）

三 利益処分状況（様式は第一号に同じ。）

四 別紙様式一により作成された償却等引当状況

五 別紙様式二により作成された役員及び従業員の状況並びに一般管理費の状況

六 別紙様式三により作成された営業考課表

七 別紙様式四により作成された損益諸比率及び諸比率算式表

2 証券金融会社は、中間決算の取締役会終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 前中間期と対比した貸借対照表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の様式により作成されたものに限る。）

二 前中間期と対比した損益計算書（様式は前号に同じ。）

三 別紙様式三により作成された営業考課表

3 証券金融会社は、毎事業年度終了後三月以内に、別紙様式五により作成された当該事業年度に係る業務報告書を提出しなければならない。

4 証券金融会社は、各月の営業及び経理の状況等につき、次の各号に掲げる書類を当該月の翌月十五日までに提出しなければならない。

- 一 貸付部門別運用状況及び調達状況を示した書類
- 二 債券貸借の仲介業務の状況を示した書類

5 証券金融会社は、貸借取引に関して次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、速やかにその報告を行わなければならない。

- 一 貸借取引規制を実施又は解除した場合
- 二 貸付金利を設定又は変更した場合
- 三 貸借担保金率を設定又は変更した場合
- 四 受入担保掛目を設定又は変更した場合
- 五 貸借銘柄を選定又は変更した場合
- 六 貸借取引融資限度額を設定又は変更した場合
- 七 貸借担保金代用銘柄を設定又は変更した場合
- 八 証券会社別増担保徴収基準を設定又は変更した場合
- 九 貸付名称及び区分等を変更した場合

6 証券金融会社は、貸借取引以外の貸付に関して次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、速やかにその報告を行わなければならない。

- 一 貸付金利を設定又は変更した場合
- 二 受入担保掛目を設定又は変更した場合
- 三 貸付名称及び区分等を変更した場合

7 証券金融会社は、業務に関し証券取引所と新たな契約を締結したときは、速やかにその報告を行わなければならない。

(報告又は資料の提出)

第三条の四 法第百五十六条の十四に規定する営業報告書は、別紙様式一により作成し、提出しなければならない。

2 証券金融会社は、法第百八十八条の規定により、中間決算の取締役会終了後、速やかに別紙様式二による中間決算状況表を作成し、提出しなければならない。

3 証券金融会社は、法第百五十六条の三第一項に規定する取引に関して次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、速やかにその報告を行わなければならない。

一 取引の制限措置を実施又は解除した場合

二 貸付金利を設定又は変更した場合

三 融資限度額を設定又は変更した場合

(業務の廃止又は解散等の決議に係る認可申請)

第四条 証券金融会社は、法第百五十六条の十五に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録

三 決議時における日計表並びに資産及び負債の内容を明らかにした書面

(免許申請書の経由)

第五条 法第百五十六条の三第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に

(業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

第四条 証券金融会社は、法第百五十六条の十四の規定によりその業務の廃止又は解散に関する株主総会の決議について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録

三 決議時における日計表並びに資産及び負債の内容を明らかにした書面

(免許申請書の経由)

第五条 法第百五十六条の三第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に

提出しようとする者は、当該申請書を金融監督庁長官を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第六条 内閣総理大臣又は金融監督庁長官は、法第百五十六条の六第三項又は第二条第二項に規定する承認又は法第百五十六条の七第一項に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六条の三第一項に規定する免許、法第百五十六条の十五に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

提出しようとする者は、当該申請書を金融監督庁長官を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第六条 内閣総理大臣又は金融監督庁長官は、法第百五十六条の六第一項若しくは第二条第二項に規定する承認又は法第百五十六条の七第一項に規定する認可(同項第四号に係るものに限る。)に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六条の三第一項に規定する免許、法第百五十六条の七第一項に規定する認可(同項第四号に係るものを除く。)又は法第百五十六条の十四に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間